

# ○飯塚市学校給食臨時休業対策費補助金交付要綱

令和2年6月11日

飯塚市告示第206号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校給食調理業者(パン、米飯、めん等最終加工・納品業者を含む。以下同じ。)の、新型コロナウイルス感染症も踏まえた学校給食に係る衛生管理の徹底・改善を図ることを目的として、飯塚市学校給食臨時休業対策費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、学校給食調理業者が実施する衛生管理改善事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち市長が認めるもの(以下「補助対象経費」という。)とする。

2 補助対象経費の範囲及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる学校給食調理業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和元年度中に飯塚市が契約し、新型コロナウイルス感染症対策のため、市立小中学校の臨時休業(令和2年3月に実施したものに限り。)に伴い、契約変更等を行った学校給食調理業者であること。ただし、令和2年度に学校給食用食材の取扱いを行わない事業者を除く。

(2) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(3) 福岡県暴力団排除条例第四章の規定に該当しないこと。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じ

て得た金額の合計額に補助対象経費の占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入れ控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入れ控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付条件)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、学校臨時休業対策費補助金学校臨時休業対策費補助金交付要綱(令和2年3月13日付け全国学校給食会連合会会長決定)を活用した他の学校設置者からの補助金を受給してはならない。

(交付決定前着手届)

第7条 事業の効果的な実施を図るうえで、補助事業者が交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ交付決定前着手届(様式第3号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとする場合は、あらかじめ、変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の交付目的を変えず、かつ、補助金の交付決定額に影響を及ぼさない軽微な変更のときは、この限りでない。

2 第5条及び第6条の規定は、前項本文の申請を受けて交付決定の内容等の変更を決定する場合において準用する。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらか

じめ様式第5号による申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅滞の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実績報告書の提出期限についてあらかじめ市長の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容及び成果等を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 市長は、補助事業者に交付すべき額を確定した場合において、既に確定額を超える補助金が交付されているときは、確定額を超える部分の補助金を返還させるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助金の交付申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部を返還させるものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、第13条の規定に基づき交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者に対して精算払を行うものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認める場合には、補助事業者に対し、補助金の一部又は全部を概算払により支給することができる。

2 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとする場合は様式第9号による請求書を、補助金の概算払を受けようとする場合は様式第10号による請求書を市長に提出しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第16条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条ただし書の補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の例による。

3 市長は、市長の承認を受けて、補助事業者が取得財産等を処分したことにより収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(交付の取消し等)

第17条 市長は、第10条の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、規則、この告示、補助金の交付決定の内容及び交付条件又は規則若しくはこの告示に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を目的以外に使用し、又は補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、虚偽その他不適当な行為をした場合

(4) 補助金の交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が第3条第2号又は第3号に該当する団体等であることが判明した場合

(経理書類の整備)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、帳簿及び支出内容を証明す

る証拠書類を備え、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(様式)

第19条 この告示の規定により使用する様式については、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
衛生管理 改善事業	第3条各号 に該当する 学校給食調 理業者	<p>令和2年4月からの学校給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた学校給食に係る衛生管理の徹底・改善を図ることを目的とする設備等や、消耗品の購入の支援に必要な経費であり、1事業者当たり下記の項目ごとの合計金額</p> <p>①設備等の購入に必要な経費 自動手洗消毒器などの衛生管理に必要な設備の更新に係る経費(運搬費、設置・据付け費を含む。) 限度額は以下のとおりとする。 設備費：45万円</p> <p>②消耗品費 エプロン、帽子(落髪防止用)、手袋、マスク、長靴(防滑性)、アルコール溶液、デジタル温度計、ステップオンコンテナ、キャベジカンドーリーなどの衛生関係消耗品の購入 限度額は以下のとおりとする。 消耗品費：30万</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費に10分の10を乗じて得た額</li> <li>・算出された総額に1,000円未満の端数がある場合には、これを切り捨てる。</li> </ul>